

釧路市U I J ターン支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、釧路市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、釧路管外から釧路市に移住して新規に就業または起業した者に、予算の範囲内においてU I J ターン支援金（以下「支援金」という）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 第3条に定める要件を満たす者の申請に基づき、1人につき30万円の支援金を支給する。

(対象者要件)

第3条 支援金は、次の(1)および(2)の要件を満たす申請者を対象とする。ただし、釧路市移住支援金の交付対象者については、本条の要件を満たしている場合においても支援金の対象外とする。

(1) 本人に関する要件

次に掲げるすべてに該当すること。

ア 釧路市に住民票を移した時点で満45歳未満であること。

ただし、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、年齢に関わらず対象とする。

(ア) 釧路市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程を置くものに限る。)、その他これらに準ずる教育施設として市長が認める学校を卒業したこと。

(イ) 釧路市内に2親等以内の親族が居住していること。

(ウ) くしろお試しワーキングホリデーに参加したことがあること。

イ 住民票を移す直前5年以上、釧路管内以外の地域に在住していたこと。

ただし、住民票を移す直前の5年間の間に釧路管内に在住していた者のうち、同じく直前の10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間を含む)、釧路管内以外の地域に在住していた者についても対象とすることが出来る。

ウ 釧路市U I J ターン就職マッチング事業(以下「マッチング事業」)に求職登録しており、かつ、令和5年4月1日以降に次の(2)に定める釧路市内の企業に就業または起業することを目的に釧路市に転入したこと。

エ 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

オ 支援金の申請日から5年以上、釧路市に継続して居住する意思を有していること。

カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ク その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件

次のアまたはイのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が釧路市内に所在すること。
- (イ) 就業先についてマッチング事業に求人登録している企業等であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援金対象法人へ就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 就職決定(内定を含む)日が、上記(イ)の企業等がマッチング事業に登録した日以降であること。
- (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 起業に関する要件

釧路市に転入してから1年以内に釧路市内において起業する意思があり、第4条に定める予備登録申請をした時点で具体的に起業に向けた準備を行っていること。なお、起業に関する要件に係る詳細については別途定めるものとする。

(予備登録申請)

第4条 支援金の交付申請を予定している者は、第3条の要件を満たし、または満たす見込みであることを確認し、「釧路市U I Jターン支援金交付予備登録申請書(様式1)」を就業する場合は就業後1か月以内に、起業する場合には、転入後1か月以内に、市長に提出するものとする。

(交付の申請および実績報告)

第5条 支援金の交付申請者は、釧路市へ転入後3か月以上経過した後、U I Jターン支援金交付申請書(様式2)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 支援金の交付申請に関する誓約事項(様式2別紙1)
- (2) 個人情報の取扱いについて(様式2別紙2)
- (3) 移住者の就業先の就業証明(様式3)
- (4) 本人確認書類
- (5) 対象要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにU I Jターン支援金交付決定通知書(様式4)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、支援金の交付を不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するもの

とする。

(補助金の請求)

第7条 交付決定を受けた申請者は、市の指定する請求書様式により補助金を請求するものとする。

(支援金の交付)

第8条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、請求書の提出から3か月以内に、支援金の交付を行う。

(対象者要件の変更見込み報告)

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付申請日から5年以内に釧路市から転出する見込みとなったとき、もしくは移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した企業等を離職する見込みとなったとき、もしくは第6条に係る交付決定を取り消されたとき、すみやかに市に報告するものとし、その指示を受けなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、支援金の交付および当事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、支援金の申請者および交付を受けた者ならびに対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の交付申請等をしたとき。

イ 支援金の交付申請日から3年未満に釧路市から転出したとき。

ウ 支援金の交付申請日から1年以内に第3条(2)アの要件を満たす職を辞したとき。

エ 第6条第1号に係る交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

支援金の交付申請日から3年以上5年以内に釧路市から転出したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。